

天の川沿岸
土地改良だより

第47号
 令和2年8月1日
 米原市飯12-3
水と里ネット天の川
 (天の川沿岸土地改良区)
 ☎ 0749-52-0067 (代)
 FAX 0749-52-3871
 E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp
 https://amano-gawa.jp/



改良区だより
発刊ご挨拶
理事長 田辺 和雄

組合員の皆さまには、日頃から当土地改良区の運営並びに事業推進に、格別のご支援とご協力を賜りまして誠に有難うございます。

昨年は、6月下旬からの日照不足等の影響で、米の作況指数が98でやや不良となり、色々とご苦労されたことと思います。また、夏場の台風による降雨を除けば、かんがい期間全般を通じて降雨量が少なく、ポンプの電気使用量を心配しておりましたが、節水に対するご協力のお蔭をもちまして例年を下回りました。一昨年に完了した県営かんがい排水事業でポンプ場の電気設備や水管理施設を更新したことによる効果も現れているのではないかと思います。本年は何をおいても、穏やかな天候と豊作を祈るばかりです。

一方、今年は年明け早々から、新型コロナウイルスの感染拡大が世界に蔓延し始めました。3月に開催しました通常総代会も急遽、書面議決を採用し少人数での開催となりました。その後

も各種会合の開催については感染拡大防止を念頭に置いた対応をとっています。一人ひとりが、コロナ禍の暮らし方をわきまえて根気よく耐え、一日でも早く終息させねばと思います。さて、去る3月31日に閣議決定されました、新たな「食料・農業・農村基本計画」は、今後10年先の農政の方向性を示すもので、食料自給率の向上は勿論のこと、これを実現するために必要な農地の集積・集約化、担い手の育成・確保、高収益作物の導入・転換を始め、スマート農業の導入等新たな

農業の展開も盛り込まれています。当地域においては、これら生産活動の場である農地に係わる土地改良施設の盤整備は、ほぼ終わっていることから、日頃の維持管理と適期に更新事業を実施していくことが重要となります。特に農村地域にお住まいの皆様にも多面的機能の恩恵をもたらしている水路や農道について、その維持管理（草刈、泥上げ、道普請等）は、農村環境を守る上でも、次の世代につないでいくためにも大切なことでもあります。全国的農村の高齢化や人口減少を踏まえ、前出の計画には農村に人が住み続けるための振興策や支援についても謳われています。土地改良施設という「地域の資源は、その地域で守る。」を基本に土地改良区としましても、その体制づくりに引き続き努力していきたいと思えます。

最後に、組合員の皆様のご支援、ご協力を切にお願いいたしますとともに、ご健勝とご多幸を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

滋賀県湖北農業農村振興事務所

所長 奈良田 肇

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本県農政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。また、農業用水の安定的な供給などによって、安全で安心な食料を生産する農業を支えるばかりでなく、貴土地改良区では、地域の子供たちに農業水路や田んぼの持つ役割や水の大切さなどに関心を持ってもらう「21世紀土地改良区創造運動」の推進にご尽力いただくなど、美しい景観や環境、地域文化、歴史を育み、多面的な機能の発揮に貢献いただいていることに対しまして厚く感謝を申し上げます。

より、生活スタイルの見直しや外食産業の需要が急激に縮小し、農産物の継続した生産も厳しい状況となっております。この国難ともいえる状況の一刻も早い収束を祈るばかりです。ここで、昨年度を振り返りますと、台風、長雨、猛暑といった天候不順が続くなか、近江米「みずかがみ」と「コシヒカリ」が、穀物検定協会において「特A」に評価されました。特に、主力品種である「コシヒカリ」は、「特A」評価が初めてであり、生産者の皆様をはじめ、関係者の皆様、特に用水の安定供給にご尽力いただきました土地改良区の皆様に厚くお礼を申し上げます。こうした農家等の皆様の結果を消費拡大に繋げるため、滋賀県といたしましても近江米をしっかりとPRし、ブランド力の向上にさらに取り組んでま

いますので、引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

また、琵琶湖と共生する本県の農林水産業が国から「日本農業遺産」の認定と「世界農業遺産」の認定申請の承認をいただきました。本年度は、琵琶湖と共に育まれてきた本県独自の農林水産業と文化、景観、生物多様性を「琵琶湖システム」として「世界農業遺産」の認定をいただき、農産物の高付加価値化や観光への起爆剤にしていき

いと考えています。

最後に、土地改良区の取り巻く環境は、厳しい状況が続きますが、これまで貴土地改良区の取り組み、功績（農村まるごと保全向上対策の広域化等）は、農村地域の将来を見据えた取り組みであり、敬意を表するところであります。引き続き、天の川沿岸土地改良区のままの発展と、組合員の皆様のご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第66回通常総代会開催

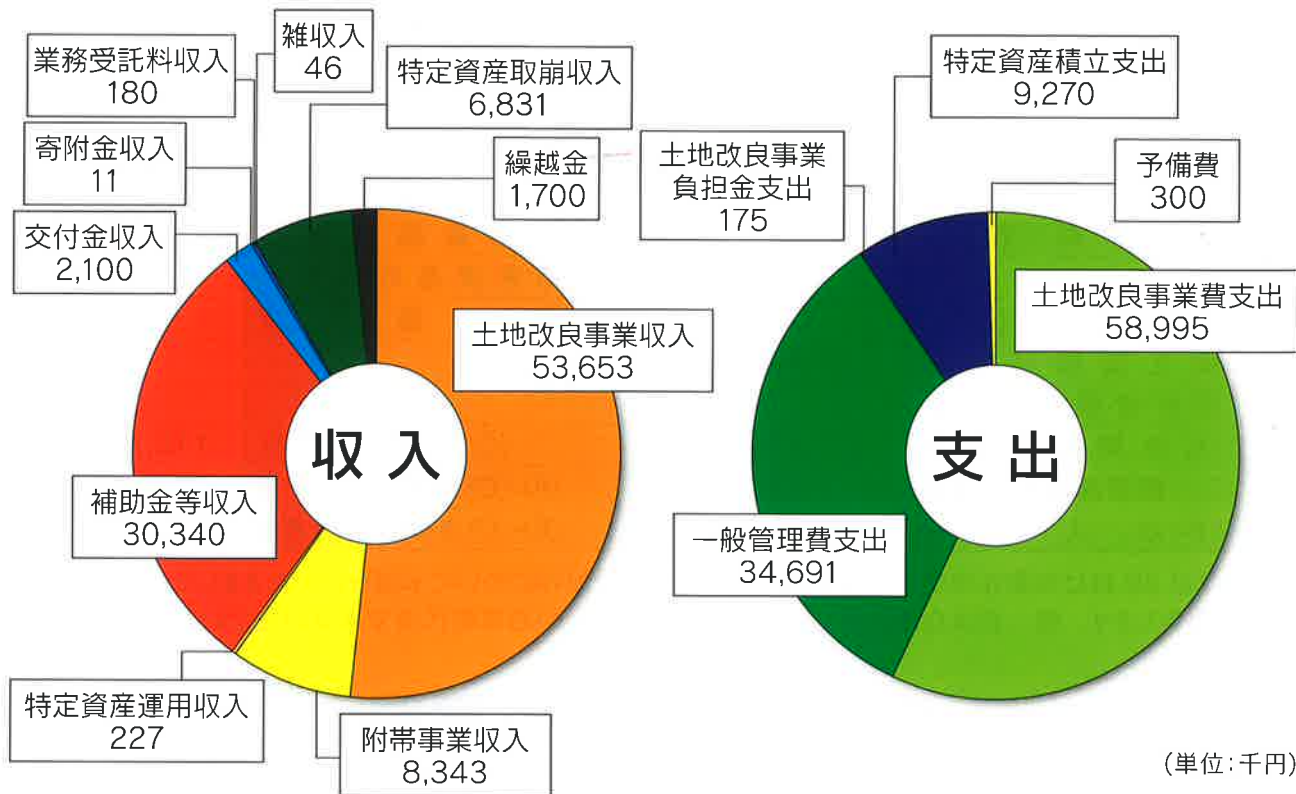


第66回通常総代会が去る3月18日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

コロナウイルス感染拡大のため書面議決を採用し少人数態勢での開催となりました。（総代41名中出席者15名、書面議決24名）御来賓として米原市経済環境部高畑次長様の御臨席をいただき、議長には宇賀野の三田村隆夫氏が選任され、各議案について慎重審議がなされ、いずれも原案とおりの可決、承認されました。

令和2年度 一般会計 収支予算

総額 1億343万1千円



令和2年度の主な事業計画

令和2年7月現在

事業名	事業内容	事業費 (千円)
国営造成施設管理体制整備促進事業	・農業水利施設の持つ、多面的機能を適切に発揮させるため、その管理体制の整備強化を図ります。 管理体制整備推進活動・強化支援	11,180
農業排水循環利用促進事業	・農業排水のリサイクル利用により琵琶湖への汚濁負荷軽減を図ります。 (施設の点検・調整、濁度測定、ごみ上げ等)	1,600
農業基盤整備促進事業	【定額助成】(農家の自力施工) ・暗渠排水、区画拡大	12,990

農地転用等にかかる地区除外決済金について

令和2年度 地区除外決済金

(10アール当り)

地区名	金額
かん排地区	465,680円
普通地区	184,910円
特別1地区	76,310円
特別2地区	111,170円

- 改良区受益地内の田を転用する場合や田を畑に転換する場合は、届出と共に地区除外申請し、決済金及び手数料の納入が必要となります。
- 地区除外決済金は、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地転用、転換する際には納付していただかなければなりません。

※届出がない場合は次年度以降も賦課されます。

令和2年度 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

令和元年度 一般会計 収支の状況

収入の部

(単位:円)

科目	決算額
1. 土地改良事業収入	63,932,790
2. 附属事業収入	7,932,384
3. 特定資産運用収入	276,101
4. 補助金等収入	25,855,000
5. 交付金収入	1,279,100
6. 受託料収入	180,000
7. 雑収入	1,961,549
8. 借入金収入	—
9. 積立金取崩収入	11,400,000
10. 固定資産売却収入	0
(A) 当期収入合計	112,816,924
前期繰越収支差額	2,558,198
(B) 収入合計	115,375,122

支出の部

(単位:円)

科目	決算額
1. 事務費	36,601,549
2. 事務所費支出	3,817,026
3. 維持管理事業費支出	42,385,800
4. 事業費支出	10,754,707
5. 償還金	—
6. 積立金繰出支出	19,158,041
7. 固定資産取得支出	0
8. 予備費	0
(C) 当期支出合計	112,717,123
(A)-(C) 当期収支差額	99,801
(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,657,999

※去る7月22日に令和元年度の決算監査を受け、下記の内容について承認をいただきましたので、その概要を報告します。尚、正式な決算書としましては、来年3月の通常総代会で承認いただいた後の取扱いとなります。

令和元年度 財産目録

(単位:円)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		その他資産	
1 流動資産		長期未収賦課金等	537,180
現金及び預金	8,820,660	出資金	100,000
未収賦課金等	98,680	一時繰替貸付金	16,000,000
短期未収金	21,575,642	その他資産合計	16,637,180
流動資産合計	30,494,982	その他固定資産合計	483,388,768
2 固定資産		固定資産合計	499,182,197
(1) 有形固定資産		3 繰延資産	
山林、宅地及びその従物	12,000,000	繰延資産合計	0
建物及び附属設備	3,425,328	資産合計	529,677,179
車両運搬具	1	II 負債の部	
工具器具等	17	1 流動負債	
備品	368,083	未払金	11,161,432
有形固定資産合計	15,793,429	預り金	576,871
(2) その他固定資産		一時繰替借入金	16,000,000
特定資産		流動負債合計	27,738,303
農地転用決済金積立金	206,209,236	2 固定負債	
職員退職給与積立金	69,839,175	職員退職給付引当金	60,470,895
基幹施設維持管理積立金	71,777,445	固定負債合計	60,470,895
土地改良施設財産処分積立金	22,556,980	負債合計	88,209,198
事務所維持管理積立金	25,566,998	III 正味財産の部	441,467,981
増加維持管理基金積立金	70,635,754		
適正化事業拠出金	166,000		
特定資産合計	466,751,588		

<財産目録に対する注記>

※所有土地改良施設の取得価格等については、現在情報収集につき、未計上であるが整理出来次第順次計上する。

令和元年度 貸借対照表

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	8,820,660	2,558,198	6,262,462
未収賦課金等	98,680	0	98,680
短期未収金	21,575,642	0	21,575,642
流動資産合計	30,494,982	2,558,198	27,936,784
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
山林、宅地及びその従物	12,000,000	12,000,000	0
建物及び附属設備	3,425,328	3,758,632	△ 333,304
車両運搬具	1	1	0
工具器具等	17	17	0
備品	368,083	237,084	130,999
有形固定資産合計	15,793,429	15,995,734	△ 202,305
(2) その他固定資産			
特定資産			
農地転用決済金積立金	206,209,236	214,918,888	△ 8,709,652
職員退職給与積立金	69,839,175	67,109,384	2,729,791
基幹施設維持管理積立金	71,777,445	70,546,750	1,230,695
土地改良施設財産処分積立金	22,556,980	22,554,733	2,247
事務所維持管理積立金	25,566,998	29,104,395	△ 3,537,397
増加維持管理基金積立金	70,635,754	70,593,397	42,357
適正化事業拠出金	166,000	667,000	△ 501,000
特定資産合計	466,751,588	475,494,547	△ 8,742,959
その他資産			
長期未収賦課金等	537,180	1,085,890	△ 548,710
出資金	100,000	100,000	0
一時繰替貸付金	16,000,000	0	16,000,000
その他資産合計	16,637,180	1,185,890	15,451,290
その他固定資産合計	483,388,768	476,680,437	6,708,331
固定資産合計	499,182,197	492,676,171	6,506,026
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	529,677,179	495,234,369	34,442,810
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	11,161,432	0	11,161,432
預り金	576,871	0	576,871
一時繰替借入金	16,000,000	0	16,000,000
流動負債合計	27,738,303	0	27,738,303
2 固定負債			
職員退職給付引当金	60,470,895	57,696,771	2,774,124
固定負債合計	60,470,895	57,696,771	2,774,124
負債合計	88,209,198	57,696,771	30,512,427
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	441,467,981	437,537,598	3,930,383
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)	(396,912,413)	(408,385,163)	(△ 11,472,750)
正味財産合計	441,467,981	437,537,598	3,930,383
負債及び正味財産合計	529,677,179	495,234,369	34,442,810

土地改良事業 功労者表彰

令和元年10月16日、岐阜県で開催された第42回全国土地改良大会において、田辺和雄理事長が全国土地改良事業団体連合会会長賞を受賞されました。

役員(理事)の 就任

原田喜春氏(能登瀬)が第66回通常総代会において選任され、理事に就任されました。

訃報

平成29年4月より役員として地域農業の発展のためにご尽力いただいております理事の村居太氏(能登瀬)が、昨年12月に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。



新規採用職員 北村峻真

学生時代に環境や農業に関して学んだことを、少しでも仕事に役立つように日々努力し、また地域の皆さんとの連携を図りながら農業の発展に貢献できるように頑張りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続とは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※各種届出書はホームページからもダウンロードできます。また、改良区にお電話いただければ書類を郵送させていただきます。



空気弁からの漏水を
発見したら改良区まで
連絡を!!



一筆用水バルブを 利用の農家さんへ

長年の使用により、一筆バルブを適正水量で調整しても水圧の変化や振動で、さらにバルブが開いてしまうことがあります。予防策として、ひもでくくったり、写真のように止めフックを取り付けるなどの対処をお願いします。

まるごと保全広域だより

—世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策—

天の川水土里保全会運営委員会

令和元年度 天の川水土里保全会の実績

令和元年度の保全会活動は平成30年度の持越金、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金および米原市補助金により総額1,286万円の予算で実施しました。

支出総額は事務局経費も含めて1,129万円となり。その内訳は日当・賃金が48.8%、購入・リース費が23.2%、外注費が8.7%、その他が19.2%という割合になりました。

それぞれの集落では、策定計画に基づいた保全会活動が実施され、のべ4,253人の地域の方々に参加していただいたこととなります。

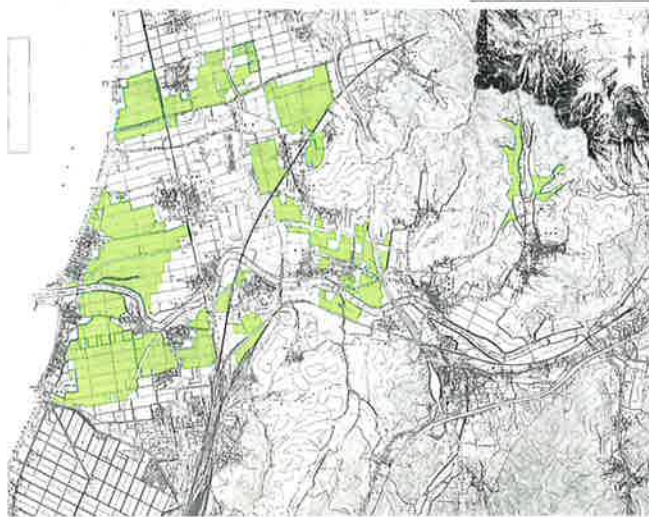
また、運営委員会の開催、各種研修会への参加など組織運営を円滑に進めるための取組も実施しました。3年目を迎えた「広域活動」は、地域のみなさんのご協力とご理解を得て、確実に成果を収めている手応えを感じております。

天の川水土里保全会の概要

設立年月日	平成30年4月17日
参加活動集落数	10集落（令和元年度現在）
参加団体数	1団体（改良区）
広域協定面積	349ha
対象施設	水路69km 農道33.2km ため池2箇所

協定対象区域図面

組織名： 天の川水土里保全会



協定参加集落組織及び団体

- 長沢環境保全会 ●「七夕の里」よつぎ
- 新庄農村まるごと保全会 ●岩脇農地環境保全会
- 朝妻農地会 ●顔戸・人と環境を守る会
- 多和田まるごと保全会 ●筑摩農地保全会
- 舟崎まるごと保全会 ●上多良農地保全会
- 天の川沿岸土地改良区

今後の展望

- 「広域化」のメリットを最大限に活用できるように天の川沿岸土地改良区管内の単独保全会の加入をより一層の促進を図りたいと考えております。
- 地域のみなさん誰しものが保全会活動に気安く、かつ安全・安心に参加できるような工夫を考えたいと思います。
- 天の川沿岸土地改良区管内全域で農村まるごと保全対策が取り組まれ、広域組織に参加していただくことを目標としています。

天の川水土里保全会の本年度の環境保全活動から



「水田で育ったニゴロブナの稚魚の放流が行われました」

「七夕の里」よつぎ
「ニゴロブナ稚魚放流」



「排水路魚道を遡上した魚類の観察会が毎年実施されています。」

お魚観察会
in 長沢



21世紀創造運動推進中

用水路や分土工などの施設の理解を深めてもらい、親しみを持ってもらうため、小学校や農村まるごと保全向上対策の活動組織、関係機関と連携図り、水生生物観察会を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと考えています。



息長小水生生物観察会

～ 誰もが尊重される社会へ ～

すべての人の人権が尊重されるためには、さまざまな社会的な取組はもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめ直し、また人権感覚を研ぎ澄ますことが大切です。

誰もが尊重される豊かな社会をつくりあげることは、私たちの責務であり、みんなの願いではないでしょうか。

水路沿いの雑木伐採にご協力を!!



●用水路や排水路ぎわに樹木が生えているのを見かけたら、大きくなる前に改良区までご一報ください!

橋の申請について

- 土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず申請して下さい。
- 通行以外の目的での橋の設置は承認いたしかねます。また、未承認物件は撤去を求める場合があります。
- 承認した目的以外での利用は認められません。通行以外の私的な利用は御遠慮願います。

水路にゴミ・刈草を流さない!



飯地区小山樋門作業



長沢地区土川サイフォン作業



上多良地区上多良分水工作業

水路に流れたごみや刈草はその途中で集落が管理されているゲートに引っ掛かり、下流の集落の負担が大きくなります。水路にごみ・刈草を流さないようにしましょう!

大雨や台風時には水路をせき止めている板を外してください

水量が増えてくると、普段止めているせき板等で水路があふれる恐れがあります。普段管理している止板等は前もって外しておきましょう。